

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案
規制の名称	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁港施設の処分の制限の許可の特例（緩和） (2) 漁港施設の利用の認可の特例（緩和） (3) 水域又は公共空地の占用許可の特例（緩和） (4) 漁港水面施設運営権の欠格事由（新設） (5) 漁港協力団体が行う業務に対する占用許可の特例（緩和） (6) 漁協等が漁港施設等活用事業を実施する場合の員外利用制限の緩和（緩和）
規制の区分	緩和、新設
担当部局	水産庁 漁港漁場整備部 計画課・漁政部 水産経営課
評価実施時期	令和4年11月～令和5年2月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>水産物消費の大幅な減少等の課題に対し、漁港における「海業」の推進等により、水産業の発展及び漁業地域の活性化を図り、将来にわたって国民に水産物を安定的に供給していくことが重要となっている。このため、漁港漁場整備法（以下「漁港法」という。）及び水産業協同組合法（以下「水協法」という。）の改正を行い、実施計画の認定を受けた民間事業者等が、漁港施設等を活用して、漁業利用との調和を図りつつ水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業を実施する制度として「漁港施設等活用事業」を創設するとともに、漁港区域内の一定水域における水面固有の資源を利用して遊漁や漁業体験等の活動を長期安定的に運営する権利として、「漁港水面施設運営権」を創設する。また、当該事業の創設と併せて、漁港管理者と協力して漁港の維持管理等を行う団体を指定する「漁港協力団体制度」を創設する。あわせて、漁協等が漁港施設等活用事業の実施計画の認定を受けて漁場利用事業及びその附帯事業を実施する場合、員外利用制限を適用しないものとする。</p> <p>当該制度の創設にあたり、以下の通り規制の緩和及び新設の措置を講じる。</p> <p>(1) 漁港施設の処分の制限の許可の特例（緩和）</p> <p>実施計画の認定を受けた事業者が漁港施設を活用して新たに施設を設置する場合、漁港施設の形質変更等の処分を伴うこととなるため、漁港法第37条に基づく漁港管理者の許可を受けることが必要となる。一方、「漁港施設の</p>

形質の変更」等に関する事項が記載された実施計画の認定を受けた場合、当該処分への許可に係る二重の事務手続を要し、負担が生じるため、漁港施設等活用事業の促進が円滑に進まないおそれ。

このため、漁港施設の処分に関する事項が記載された実施計画の認定を受けた場合、漁港法第 37 条第 1 項に掲げる漁港管理者の許可を適用除外とする。

(2) 漁港施設の利用の認可の特例（緩和）

実施計画の認定を受けた事業者が岸壁等の基本施設を顧客に利用させる場合、利用方法や利用料率について漁港法第 38 条に定める漁港管理者の認可が必要となる。一方、「漁港施設の利用方法」や「使用料の料率」に関する事項が記載された実施計画の認定を受けた場合、当該利用に係る二重の事務手続を要し、負担が生じるため、漁港施設等活用事業の実施が円滑に進まないおそれ。

このため、漁港施設の利用方法及び使用料の料率に関する事項が記載された実施計画の認定を受けた場合、漁港法第 38 条第 1 項に掲げる漁港管理者の認可を適用除外とする。

(3) 水域又は公共空地の占有許可の特例（緩和）

実施計画の認定を受けた事業者が、漁港区域内の水域又は公共空地を占有して漁港施設等活用事業を実施する場合、漁港法第 39 条第 1 項に基づき漁港管理者の占有許可を受ける必要がある。一方、「土地の占有をしようとする漁港の区域内の水域又は公共空地」に関する事項が記載された実施計画の認定を受けた場合、当該占有許可に係る二重の事務手続を要し、負担が生じるため、漁港施設等活用事業の実施が円滑に進まないおそれ。

このため、「土地の占有をしようとする漁港の区域内の水域又は公共空地」に関する事項が記載された実施計画の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する場合、漁港法第 39 条第 1 項に掲げる占有許可を適用除外とする。

(4) 漁港水面施設運営権の欠格事由（新設）

漁港水面施設運営権は物権とみなされ、妨害排除を含めて強い保護が与えられる権利であり、権利の設定には適法に行使ができる者であることを担保する必要がある。このため、別途欠格事由を設け、不適切な事業者については漁港水面施設運営権に係る実施計画の認定を申請することができなしこととし、権利の設定及び行使を未然に防ぐ必要がある。

このため、以下の者については、漁港水面施設運営権に係る事項を定めた実施計画の認定を漁港管理者に申請することができないものとする。

- ・ 漁港法に規定する罪を犯し、刑に処せられて5年以内の者
- ・ 漁港水面施設運営権の取消から5年以内の者
- ・ 暴力団員等（暴力団員でなくなって5年以内の者を含む。） 等

（5）漁港協力団体が行う業務に対する占用許可の特例（緩和）

漁港協力団体が行う活動について、漁港施設の点検や補修のための資材置き場の公共空地への設置など、占用許可を要する行為も想定されるが、これらの活動は年間を通じて継続的、反復的に行われるため、活動のたびに漁港管理者に占用許可の申請を行うこととなれば、申請書の提出及び審査による事務負担が発生し、当該活動を円滑に行う妨げとなるおそれ。

このため、漁港協力団体の業務に係る漁港法第39条第1項の漁港区域内の水域又は公共空地の占用については、漁港協力団体と漁港管理者との協議が成立することをもって、当該規定による許可があったものとみなす。

（6）漁協等が漁港施設等活用事業を実施する場合の員外利用制限の緩和（緩和）

漁協等は、水協法第11条第1項第8号に基づき、漁場利用事業として遊漁船業やダイビング事業を実施することができるが、これに当たっては、組合員の所得・雇用を確保し、組合員への直接の奉仕に繋がるよう、当該事業に従事する者のうち2分の1以上が組合員でなければならないとする制限が課されている（員外利用制限）。こうした中、組合員の減少や高齢化に伴い、十分な労働力を確保することが難しくなっている。このため、漁協が漁港施設等活用事業に取り組み、漁港に係る水産物消費の増進の取組を通じて組合員の利益向上を図ろうとしても、仮に組合員の数が1人しか確保できなければ全体として2人分の労働力の規模の事業しか行えず、十分に効果的な取組とならないおそれ。一方、漁港施設等活用事業は、水産物の消費増進や交流促進を通じて、漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定供給を図ることが明確に定義されており、かつ、その実施に当たっては、漁協の組合員の多くを含む漁港関係者から意見聴取をするなどの調整プロセスが設けられている。このため、漁協等が認定計画に基づき漁港施設等活用事業を実施する場合には、漁港に係る水産業の発展等を通じて組合員の利益の向上を図ることができ、かつ、組合員の主たる事業である漁業との調整が図られていることが明らかである。

以上を踏まえ、漁協等が漁港施設等活用事業の実施計画の認定を受けて漁場利用事業及びその附帯事業を実施する場合、員外利用制限を適用しないものとする。

- (1) 漁港施設の処分の制限の許可の特例（緩和）
- (2) 漁港施設の利用の認可の特例（緩和）
- (3) 水域又は公共空地の占用許可の特例（緩和）

<p>直接的な費用の把握</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="297 347 562 544">遵守費用</td> <td data-bbox="562 347 2087 544"> <p>漁港施設等活用事業の実施計画に、漁港施設の処分の制限、漁港施設の利用、漁港区域内の水域又は公共空地の占用に係る事項を記載する必要が新たに発生することが見込まれる。当該事項の記載に計5時間を要し、5年間で500件の漁港施設等活用事業等の海業の取組件数があるとした場合、年間あたり1,100千円の遵守費用が発生すると見込まれる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 544 562 681">行政費用</td> <td data-bbox="562 544 2087 681"> <p>漁港管理者である都道府県又は市町村の長は、実施計画の認定に当たって、占用許可等に関する事項を確認する必要が生じ、確認に1時間程度を要し、5年間で500件の漁港施設等活用事業等の海業の取組件数があると仮定して、年間あたり230千円の行政費用が発生すると見込まれる。</p> </td> </tr> </table>	遵守費用	<p>漁港施設等活用事業の実施計画に、漁港施設の処分の制限、漁港施設の利用、漁港区域内の水域又は公共空地の占用に係る事項を記載する必要が新たに発生することが見込まれる。当該事項の記載に計5時間を要し、5年間で500件の漁港施設等活用事業等の海業の取組件数があるとした場合、年間あたり1,100千円の遵守費用が発生すると見込まれる。</p>	行政費用	<p>漁港管理者である都道府県又は市町村の長は、実施計画の認定に当たって、占用許可等に関する事項を確認する必要が生じ、確認に1時間程度を要し、5年間で500件の漁港施設等活用事業等の海業の取組件数があると仮定して、年間あたり230千円の行政費用が発生すると見込まれる。</p>	
遵守費用	<p>漁港施設等活用事業の実施計画に、漁港施設の処分の制限、漁港施設の利用、漁港区域内の水域又は公共空地の占用に係る事項を記載する必要が新たに発生することが見込まれる。当該事項の記載に計5時間を要し、5年間で500件の漁港施設等活用事業等の海業の取組件数があるとした場合、年間あたり1,100千円の遵守費用が発生すると見込まれる。</p>				
行政費用	<p>漁港管理者である都道府県又は市町村の長は、実施計画の認定に当たって、占用許可等に関する事項を確認する必要が生じ、確認に1時間程度を要し、5年間で500件の漁港施設等活用事業等の海業の取組件数があると仮定して、年間あたり230千円の行政費用が発生すると見込まれる。</p>				
<p>直接的な効果（便益）の把握</p>	<p>漁港施設等活用事業を実施しようとする事業者が、漁港管理者から実施計画の認定を受けることで、漁港法第37条第1項に基づく漁港施設の処分の制限の許可、同法第38条に基づく漁港施設の利用の認可、及び同法第39条第1項に基づく水域又は公共空地の占用許可に係る手続が不要となることから、①事業者による事務手続に要する費用が年間あたり1,100千円削減されるとともに、②申請のために都道府県又は市町村の事務所に赴く分の負担が軽減される効果が見込まれる。</p> <p>また、漁港管理者にとっては、実施計画とは別に漁港法に基づく許認可に係る申請がなされる状況と比較して、申請書類の受付、要件の確認及び許可に要する行政費用が年間あたり345千円削減される効果が見込まれる。</p>				
<p>副次的な影響及び波及的な影響の把握</p>	<p>当該規制緩和を講じることにより、漁港管理者による実施計画の認定をもって、漁港施設の処分制限や利用、占用に係る漁港管理者の許認可の二重手続を解消することとなるため、事業者及び漁港管理者たる地方公共団体の事務コストを低減し、漁港施設等活用事業の円滑な実施が可能となり、漁業利用との調和を図りつつ水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を推進することができることから、地域水産業の健全な発展と水産物の安定供給が図られる。</p>				
<p>費用と効果（便益）の関係</p>	<p>遵守費用として1,100千円／年の発生が見込まれる一方、漁港法に基づく許認可に要する承認申請書類の作成費用である1,100千円／年が削減され、相殺される。また、事業者が手続の申請を行うために都道府県又は市町村の事務所に赴く分の費用の負担軽減が見込まれる。</p> <p>行政費用として230千円／年の発生が見込まれる一方、漁港法に基づく許認可手続に必要な申請書類の受付、要件の確認及び認定に要する費用が345千円／年が削減され、トータルで115千円／年の効果が発生するため、全体として負担の軽減が見込まれる。</p>				

	以上より、全体として事業者及び漁港管理者の負担軽減に繋がる措置であり、緩和による負の影響等も想定されないことから、本措置は妥当な措置であると考えられる。
代替案との比較	漁港法に基づく漁港施設の処分の制限の許可、漁港施設の利用の許可、及び漁港区域内の水域又は公共空地の占用許可に係る事務手続と、実施計画の作成により発生する事務手続等の重複を解消するものであり、代替案はない。

(4) 漁港水面施設運営権の欠格事由（新設）

直接的な費用の把握	
遵守費用	事業者が漁港水面施設運営権に関する事項が記載された実施計画を漁港管理者に申請する際、漁港法に規定する罪を犯し刑に処された者や暴力団員でないことが判別できるよう、必要な情報を実施計画に記載又は添付書類として作成することとなるため、書類の作成作業が新たに発生することが見込まれる。書類作成に1時間を要し、5年間で約50件の漁港水面施設運営権が設定されると仮定すると、年間あたり22千円の遵守費用が発生すると見込まれる。
行政費用	漁港管理者である地方公共団体が、事業者から申請のあった実施計画を確認し、計画の認定及び漁港水面施設運営権の設定を行う際、書類を確認して当該事業者が漁港法に規定する罪を犯し刑に処された者や暴力団員でないことを確認するための作業が新たに発生することが見込まれる。確認作業に1時間を要すると仮定し、年間あたり23千円の行政費用が発生すると見込まれる。
直接的な効果（便益）の把握	欠格事由の規定がない場合、漁港管理者の判断で不適切な事業者でないかどうかを確認するための情報収集作業に年間あたり75.9千円の費用が発生するとともに、不適切な事業者に対して実施計画の認定をしない旨の調整作業に年間あたり6.9千円の費用が発生することとなる。 欠格事由を設けることにより、不適切な事業者による漁港水面施設運営権の設定及び権利の行使を未然に防ぐことができるため、上記の事務手続に要する費用が削減されることから、計82.8千円の費用削減効果が見込まれる。また、施設の損壊に伴う修理費、被害者への賠償、裁判費用等に係る相当な負担が不要となるといった効果が期待される。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	漁港水面施設運営権制度の創設に伴い欠格事由を規定した場合、手続が明確となり、不適切な事業者による漁港水面施設運営権の設定及び権利の行使を未然に防ぐことができるものであることから、本規制の導入により、不適切な事業者による活動を抑制し、漁港の水面を活用した遊漁、漁業体験等の事業の円滑な実施と適正な運営を図ることができる。
費用と効果（便益）の関係	遵守費用として22千円/年、行政費用として23千円/年の発生が見込まれるが、不適切な事業者による漁港水

	<p>面施設運営権の設定及び権利の行使を未然に防ぐことができるため、情報収集に要する費用として75.9千円／年、不適切な事業者から申請のあった実施計画を認定しない旨の調整に要する費用として6.9千円／年の計82.8千円／年の費用削減効果が見込まれ、トータルで37.8千円／年の効果が見込まれる。また、施設の損壊に伴う修理費、被害者への賠償、裁判費用等に係る相当な負担が不要となる効果も得られる。</p> <p>以上より、全体として漁港管理者等の負担軽減に繋がる措置であり、規制の創設による副次的影響等も想定されないことから、妥当な措置であると考えられる。</p>
代替案との比較	<p>漁港法に欠格事由を設けず、漁港管理者の判断で事業者に漁港水面施設運営権を設定するか否かを決定する手段が考えられるが、不適切な事業者が漁港水面施設運営権を行使できる可能性があり、漁港施設等活用事業が適切に実施されず、行政に更なる負担が生じる事態が起こりうる。また、不適切な者への漁港施設等運営権の移転及び不適切な者による漁港施設等活用事業の運営の防止が徹底されず、漁港水面施設運営権制度の創設等による便益が十分に得られない。</p>

(5) 漁港協力団体が行う業務に対する占用許可の特例（緩和）

直接的な費用の把握					
<table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td> <p>漁港協力団体が、漁港区域内の水域又は公共空地を占用して業務を行う際、団体の指定を漁港管理者に申請し、協議の成立をもって占用の許可を得る必要があり、申請のための書類作成と協議に要する費用が新たに発生することが見込まれる。資料作成に3時間、協議に1時間を要し、年間あたり14件の漁港協力団体の指定及び占用許可による業務の実施があると仮定すると、年間あたり123.2千円の遵守費用が発生すると見込まれる。</p> </td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td> <p>漁港管理者は、漁港協力団体の指定に当たっての申請があった場合、当該団体との協議に1時間を要し、年間14件の漁港協力団体の指定及び占用許可による業務の実施があると仮定すると、年間あたり32.2千円の行政費用が発生すると見込まれる。</p> </td> </tr> </table>	遵守費用	<p>漁港協力団体が、漁港区域内の水域又は公共空地を占用して業務を行う際、団体の指定を漁港管理者に申請し、協議の成立をもって占用の許可を得る必要があり、申請のための書類作成と協議に要する費用が新たに発生することが見込まれる。資料作成に3時間、協議に1時間を要し、年間あたり14件の漁港協力団体の指定及び占用許可による業務の実施があると仮定すると、年間あたり123.2千円の遵守費用が発生すると見込まれる。</p>	行政費用	<p>漁港管理者は、漁港協力団体の指定に当たっての申請があった場合、当該団体との協議に1時間を要し、年間14件の漁港協力団体の指定及び占用許可による業務の実施があると仮定すると、年間あたり32.2千円の行政費用が発生すると見込まれる。</p>	
遵守費用	<p>漁港協力団体が、漁港区域内の水域又は公共空地を占用して業務を行う際、団体の指定を漁港管理者に申請し、協議の成立をもって占用の許可を得る必要があり、申請のための書類作成と協議に要する費用が新たに発生することが見込まれる。資料作成に3時間、協議に1時間を要し、年間あたり14件の漁港協力団体の指定及び占用許可による業務の実施があると仮定すると、年間あたり123.2千円の遵守費用が発生すると見込まれる。</p>				
行政費用	<p>漁港管理者は、漁港協力団体の指定に当たっての申請があった場合、当該団体との協議に1時間を要し、年間14件の漁港協力団体の指定及び占用許可による業務の実施があると仮定すると、年間あたり32.2千円の行政費用が発生すると見込まれる。</p>				
直接的な効果（便益）の把握	<p>漁港協力団体を実施する業務に関して、同法第39条第1項に基づく占用許可に係る手続が不要となることから、①団体による占用許可に係る手続に必要な書類作成に要する負担が年間あたり123.2千円軽減される効果が見込まれるとともに、②申請のために都道府県又は市町村の事務所に赴くための負担が軽減される効果が見込まれる。</p> <p>また、漁港管理者にとっては、実施計画とは別に漁港法に基づく許認可に係る申請がなされる状況と比較して、申請書類の受付、要件の確認及び許可に要する行政費用が年間あたり48.3千円削減される効果が見込まれる。</p>				
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>当該規制を講じることにより、漁港協力団体による円滑な業務の実施が可能となり、漁港管理者と協力した漁港施設の清掃や、漁港・漁村に関する知識の普及・啓発等を適切かつ確実に行うことができるようになる。</p>				

費用と効果（便益）の関係	<p>遵守費用として 123.2 千円／年が見込まれる一方、占用許可に要する手続の削減効果として 123.2 千円／年が見込まれ、相殺される。また、漁港協力団体が手続申請のために都道府県又は市町村の事務所に赴くための費用の負担軽減が見込まれる。</p> <p>また、行政費用として 32.2 千円／年が見込まれる一方、占用許可に要する書類の受付・確認・認定作業の費用削減効果として 48.3 千円／年が見込まれ、トータルで 16.1 千円／年の効果が見込まれる。</p> <p>以上のことから、全体として事業者の負担軽減に繋がる措置であり、緩和による負の影響等も想定されないことから、妥当な措置であると考えられる。</p>
代替案との比較	<p>漁港法に基づく漁港区域内の水域又は公共空地の占用許可に係る事務手続と、団体の指定に係る事務手続の重複を解消するものであり、代替案はない。</p>

（6）漁協等が漁港施設等活用事業を実施する場合の員外利用制限の緩和（緩和）

直接的な費用の把握		
	遵守費用	<p>漁協等が漁港施設等活用事業として漁場利用事業を実施する場合、実施計画の作成にかかる費用が新たに発生することが見込まれる。当該計画の作成に 5 時間を要し、5 年間で 500 件の漁港施設等活用事業等の海業の取組件数があり、うち 5 割が漁協が取り組むもので、そのうち 4 割が漁港施設等活用事業として漁場利用事業に取り組むものであると仮定し、年間あたり 200 千円の遵守費用が発生すると見込まれる。</p>
	行政費用	<p>漁港管理者である都道府県又は市町村の長が、漁協が作成した実施計画の認定を行う際、内容の確認に 1 時間程度を要し、5 年間で 500 件の漁港施設等活用事業等の海業の取組件数があり、うち 5 割が漁協が取り組むもので、そのうち 4 割が漁港施設等活用事業として漁場利用事業に取り組むものであると仮定し、年間あたり 46 千円の行政費用が発生すると見込まれる。</p>
直接的な効果（便益）の把握		<p>漁協等が漁港施設等活用事業として漁場利用事業を実施する場合、員外利用制限を適用しないことにより、組合員以外の労働力の確保が可能となるとともに、水産物の消費増進や交流促進のための新たな事業を漁協等が展開することが可能となるため、5 年間で 500 件の漁港施設等活用事業等の海業の取組件数があり、うち 5 割が漁協が取り組むもので、そのうち 4 割が漁港施設等活用事業として漁場利用事業に取り組むものであると仮定し、ダイビング案内業や海釣り施設等の漁場利用事業により、新たに年間あたり 269,014 千円の利益向上が見込まれる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握		<p>漁協等による漁港施設等活用事業を実施する際、員外利用規制を適用しないこととすることにより、事業の多角化が図られるとともに、事業を通じて高付加価値化した水産物の販売・提供による漁業者の所得向上や、漁村交流人口の増大による漁村の活性化に繋がることが期待され、水産物の健全な発展と水産物の安定供給が図られる。</p>

	<p>なお、本事業の実施により漁協等の業務が増加することで、他の業務への対応がおろそかになる場合も想定されるが、本事業の実施には各漁協の定款において実施する事業内容を記載した上で、行政庁による認可を受ける必要があり、こうした定款変更に係る認可等の機会を通じて、事業の実施体制や収支の見込み等について十分に見定めることが可能であることから、漁協等の事業全般や組合員に悪影響が生じるようなことは防ぐことが可能である。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>水協法の改正により、漁協等が漁港施設等活用事業として漁場利用事業を実施する場合の員外利用規制を適用しないことにより、追加的な遵守費用 200 千円／年及び行政費用 46 千円／年が発生すると想定される。一方、員外利用制限を適用しないことにより、漁場利用事業の実施に必要な労働力を確保できることで、海釣り施設やダイビング案内業等を実施することが可能となり、新たに 269,014 千円／年の利益向上が見込まれるため、トータルで 268,768 千円／年の効果が見込まれる。また、緩和による負の影響等も想定されないことから、妥当な措置であると考えられる。</p>
代替案との比較	<p>漁協等の規模に応じて、漁港施設等活用事業を実施する上での員外利用制限の緩和の幅を調整する代替案が考えられる。（例 組合員等 1：員外 1 → 組合員等 1：員外 2）</p> <p>一方、全国の漁業者の約 50%が 60 代以上であるなど、組合員の高齢化は全国的な問題となっていることから、代替案を採用した場合には、組合員の労働力が必要となることから、多くの漁協等で本事業の実施が困難なものとなる。</p>
その他の関連事項	—
事後評価の実施時期等	改正法施行後 5 年を目処として事後評価を実施する。
備考	—